

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課 等	都市環境部土木課
案件名称	市道路線の認定、廃止及び変更に関する議案の基本方針について
部門経営で 部会審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>市道路線の認定、廃止及び変更に係る議案の基本方針を、下記のとおり決定することについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 議案の目的</p> <p>土地改良事業の完了に伴うもの及び市民交流拠点整備事業（道路整備）の実施に伴い延伸する市道について、市道路線の認定、廃止及び変更することを、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 議案の要旨</p> <p>別添資料のとおり、市道路線の新規認定（15 路線）、廃止（3 路線）、変更（4 路線）を行う。</p>	
<p>現状と課題</p> <p>令和 5 年度において変更が生じた市道路線について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を得る必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別添資料のとおり、市道路線を認定、廃止及び変更する必要がある。</p> <p>このため議案の目的及び要旨を基本方針のとおりとし、審議決定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会に議案を提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 1 一体感のある都市をめざして～心を合わせる</p> <p>目標 5 連携のネットワークづくり</p> <p>施策 1 地域をつなぐ交通網の確保</p>	
<p>備考</p> <p>説明員：高橋土木課長、秋本土木課管理 G L、盛永市長室特定事業計画担当課長、清水市長室主査</p>	